

令和6年3月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和6年3月総会議事録

1 日 時 令和6年3月15日（金） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所3階会議室

3 付議事件
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)

第3号 農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について
(利用権8件・農地中間管理事業に係る利用権11件)

報告事項

1 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(7件)

・次回総会 4月15日（月） 午前9時30分から 市役所4階会議室

・現地調査 4月 3日（水） 予定

・農地利用最適化推進地区別会議

長門地区 4月23日（火） 午前10時から 市役所3階委員会室

三隅地区 4月23日（火） 午後 2時から 三隅支所

日置地区 4月24日（水） 午前10時から 日置農村環境改善センター

油谷地区 4月24日（水） 午後 2時から ラポールゆや

4 出席委員（19人：議席順）

1番 岡藤 英雄 2番 村岡 清美 3番 岡島 史真

4番 西村 志おり 5番 大田 寛治 6番 河野 八千代

7番 中野 晴人 8番 山近 洋祐 9番 末永 恵子

10番 高林 司 11番 林 一志 12番 木村 友則

13番 名和田 栄治 14番 林 弘幸 15番 大田 裕美

16番 木村 正雄 17番 大汐 光晴

18番 深水 一男（会長職務代理者）

19番 大野 耕作（会長）

5 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 坂倉 幸三

書 記 北村 実瑛

6 会議の概要

議長
(会長)
挨拶

令和6年3月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議長

本日の付議事項は、議案3件、報告事項1件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、2月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議長

それでは、ただ今から令和6年3月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名、本日の出席委員は19名でございます。欠席委員はございません。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

17番、大汐光晴委員、18番、深水一男委員、よろしくようお願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年3月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は426㎡。

譲受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●▲号、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、父親が高齢のため耕作困難となり、本人か

らの申し出もあり、引き続き耕作地を引き継ぐこととした。譲渡人は、高齢のため耕作が困難となり、現在も長男が耕作を手伝っていることもあり、譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。●●から南東へ約1.5kmから2.3kmに位置する農地です。

また、3ページから6ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、譲受人は●●市に住所を置いています。農地台帳上は同一世帯員として記載されており、世帯内での権利移動となります。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当の10番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

10番

10番、担当の高林です。

3月4日、会長、事務局、推進委員の上野さんと私で現地に行き、確認をいたしました。

現地は、●●と●●の間でありました。この田は、高齢の父親から子供への所有権の移転であり、生前贈与であります。

田んぼは、家の前と山の中でありました。山の中の方は、防護柵を張って、周りの土手も田んぼも管理をされております。

以上のことから、特に問題はないと思われまますので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。2ページをご覧ください。
議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を
求める。

令和6年3月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。
番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、
現況ともに田、面積は641㎡。

譲受人は、●●県●●市●●▲丁目▲番▲号、株式会社●●。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は、太陽光発電設備です。

理由としまして、譲受人は、再生可能エネルギー事業に取り組むことで、
耕作困難な農地を有効活用したいと考えた。環境への配慮もしつつ地域活
性化に貢献出来たらと思う。譲渡人は、農地の維持管理が困難なため、譲
受人から事業の提案を受け、応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び7ページ
をご覧ください。●●から南西約2.5kmに位置する農地です。

また、8ページには公図、9ページから10ページには土地利用計画図等
を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7ページをご覧ください。立地基準の農地の
区分ですが農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3

種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地です。申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められるため、農地法第5条第2項第2号に該当し、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下及び地下浸透にて処理し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長 引き続き、当地区担当、5番、大田委員、補足説明をお願いいたします。

5 番 5番、当地区担当の大田でございます。
3月4日、大野会長、松永推進委員、事務局と私で現地調査を行いました。

申請地は、県道の真下にある農地でございます。十数年来は耕作されておらず、自己保全をされている農地で、毎年、草刈りをされております。

何ら問題はないと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。3 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による下記農地利用集積等促進計画の申請があったので、審議を求める。

令和 6 年 3 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 6 年 4 月 1 日の公告となります。

従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借は、日置地区が、1 件 1 筆の 675 m²、油谷地区が、3 件 6 筆の 17,701 m²。

計が、4 件 7 筆の 18,376 m²です。

使用貸借は、長門地区が、1 件 1 筆の 2,125 m²、油谷地区が、3 件 5 筆の 6,235 m²。

計が、4 件 6 筆の 8,360 m²です。

合計しますと、長門地区が、1 件 1 筆の 2,125 m²、日置地区が、1 件 1 筆の 675 m²、油谷地区が、6 件 11 筆の 23,936 m²。

総計が、8 件 13 筆の 26,736 m²となります。

詳細につきましては、4 ページ以降をご覧ください。

次に、6 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、1 件 1 筆の 1,429 m²、油谷地区が、9 件 16 筆の 29,884 m²。

計が、10 件 17 筆の 31,313 m²となります。

使用貸借ですが、油谷地区のみで、1 件 2 筆の 3,617 m²です。

合計しますと、長門地区が、1件1筆の1,429㎡、油谷地区が、10件18筆の33,051㎡。

総計が、11件19筆の34,930㎡となります。

詳細につきましては、7ページ以降をご覧ください。

改正前基盤強化促進法第18条第3項及び中間管理事業法第18条第4項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体について質問、ご意見等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、意見、質問なし)

議長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告事項1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入らせていただきます。9ページをご覧ください。

報告事項1。

農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの、通常の利用権設定に係る合意解約でございます。

番号1。

通知者ですが、貸付人は、●●市●●▲▲番地▲、●●さん。

借受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は456㎡。ほか4筆。

令和6年2月13日に合意解約しております。

ほか6件の合意解約となります。

報告事項1については、以上となります。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

 (質問、意見なし)

議 長 報告事項は、以上となります。
続きまして、事務連絡等がありましたらお願いします。

事務局長 それでは、事務連絡をいたします。
補佐 次回の農業委員会定例総会ですが、令和 6 年 4 月 15 日、月曜日、9 時 30 分から、長門市役所本庁 4 階会議室で開催いたします。

 なお、現地調査につきましては、4 月 3 日、水曜日を予定しております。
該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等連絡しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

 また、農地利用最適化推進地区別会議を開催いたします。

 長門、三隅地区につきましては、4 月 23 日、火曜日、日置、油谷地区につきましては、4 月 24 日、水曜日となります。ご参加の程、よろしくお願いをいたします。

 事務連絡は、以上となります。

議 長 それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前 9 時 52 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和6年3月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 大 汐 光 晴

議事録署名委員 深 水 一 男